

別表5 推進事業の交付対象経費

事業内容		交付対象経費
推進体制の整備	会議開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>事務用品</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> </ul>
	研修会・講習会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、研修用機械器具の借料</li> <li>事務用品及び印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>研修教材費</li> <li>研修・講習受講費用及び旅費</li> </ul>
有害捕獲	生息状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>薬品類、調査機材及びその借料</li> <li>調査に従事する者に対する保険代</li> <li>車両の借料及びその燃料代</li> </ul>
	捕獲活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>捕獲活動（捕獲個体処理を含む。）への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>捕獲に必要な機材（銃を除く。）</li> <li>捕獲機材の安全確保に必要な機材（銃の保管庫を除く。）</li> <li>止めさし資材、埋設資材</li> <li>捕獲個体の民間施設等での焼却等処分経費</li> <li>捕獲に従事する者に対する保険代</li> <li>重機、車両の借料及びその燃料代</li> <li>商品開発資材</li> </ul>
被害防除	研修会	<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、研修用機械器具の借料</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>書類等の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>研修教材費</li> <li>技術研修・講習受講費用及び旅費</li> </ul>
	追払い、追上げ	<ul style="list-style-type: none"> <li>追払い・追上げの活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>事務用品、印紙代</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 薬品類、追払い・追上げに必要な機材及びその借料</li> <li>・ モンキードッグ訓練費用（警察犬訓練所等の訓練士が行うものであって、モンキードッグ取扱者（ハンドラー）も訓練の対象となっているとともに訓練後にハンドラー参画のもと、普及・啓発のための現地研修会の開催を行う場合に限る。ただし、これまでに鳥獣被害防止総合対策事業で当該費用の補助を受けた場合を除く。）</li> <li>・ 花火、煙火（クマを対象とした追払い、追上げを実施する場合に限る。）</li> <li>・ 追払い・追上げに従事する者に対する保険代</li> <li>・ 車両の借料及びその燃料代</li> </ul>	
	技術実証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 事務用品、印紙代</li> <li>・ 技術実証資材</li> <li>・ 書類等の印刷費及び製本費</li> <li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li> </ul>	1 2
	被害状況調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 事務用品、印紙代</li> <li>・ 調査機材及びその借料</li> <li>・ 書類等の印刷費及び製本費</li> <li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>・ 車両の借料及びその燃料代</li> <li>・ G I Sを用いた地図上への可視化に必要な資材費及び導入費（データ入力等を含む。）</li> </ul>	2
生息環境管理	緩衝帯の整備、放任果樹除去、雑木林の刈払い等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緩衝帯等の整備活動への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 事務用品、印紙代</li> <li>・ 請負施工費</li> <li>・ 放牧家畜の借料</li> <li>・ 緩衝帯整備等に従事する者に対する保険代</li> <li>・ 緩衝帯の整備に必要な資材</li> <li>・ 測量器材、刈払機、重機、車両の借料及びその燃料代</li> </ul>	10
ジビエ等の利用拡大に向けた地域の取組	販売拡大支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>・ 原材料、薬品類及び事務用品、設備や物品、図書及び参考文献の購入等に要する経費</li> <li>・ 書類等の印刷費及び製本費</li> <li>・ 郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>・ 研修会の開催、研修会への参加、資料収集、各種調査、打合せ、商談等に要する経費</li> <li>・ 専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>・ 衛生管理認証取得に要する経費</li> <li>・ 日々雇用される雑役並びに事務及び技術補助員に対する賃</li> </ul>	

		<ul style="list-style-type: none"> <li>金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>本事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等を他の者に委託するために要する経費</li> <li>役務費（それだけでは事業の成果としては成り立たない分析、試験等を行う経費）</li> <li>手数料、印紙代</li> <li>成果発表に必要な経費</li> <li>情報提供や普及啓発に必要な経費</li> </ul>	
	搬入促進支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>車両のリース料</li> </ul>	
鳥獣被害対策実施隊体制強化	実施隊員の 人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的知識・技術を提供する者への旅費・謝金</li> <li>研修教材費</li> <li>研修資材費</li> <li>事務用品</li> </ul>	11
	新規猟銃取得支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>銃購入費</li> </ul>	
捕獲サポート体制の構築		<ul style="list-style-type: none"> <li>会場借料、会議用機械器具の借料</li> <li>事務用品及び印紙代</li> <li>書類の印刷費及び製本費</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>研修教材費</li> <li>捕獲サポート体制の構築への役務要請に対する賃金（地方公共団体に勤務する者については、報酬・給料・職員手当等）</li> <li>専門的知識を提供する者への旅費・謝金</li> <li>作業に従事する者に対する保険代</li> <li>重機・車両の借料及び燃料代</li> <li>捕獲サポート活動に必要な資材（餌代含む）</li> </ul>	11
処理加工施設の 人材育成		<ul style="list-style-type: none"> <li>専門的知識・技術を提供する者への謝金・旅費</li> <li>研修会への参加に要する経費</li> <li>研修教材費</li> <li>事務用品</li> </ul>	5
I C Tの活用による 情報管理の効率化		<ul style="list-style-type: none"> <li>I C Tシステムの導入費</li> <li>事務用品</li> </ul>	
放射性物質 影響地域の ジビエ利活用推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質検査費用</li> <li>郵便料、電信電話料及び運搬費</li> <li>消耗品（サンプリングに係るもの）</li> </ul>	

注 わなに係る給餌等経常的な経費、施設の維持管理費、捕獲鳥獣の買上経費、捕獲報奨金のほか、モンキーダッグ、花火、煙火、モデルガン、パチンコ等の購入費や不特定多数の者を対象としたシンポジウム、ポスター・リーフレット等の普及啓発資料作成に要する経費は、交付対象経費とする取組を除き交付の対象外とする。